

指定特定施設入居者生活介護の運営規程

社会福祉法人共立福祉会

ケアハウス高尾

第1条 社会福祉法人共立福祉会が開設し、ケアハウス高尾が実施する指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 指定特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 指定特定施設入居者生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 ケアハウス高尾

(2) 所在地 岡谷市川岸上四丁目3番7号

(従業者の種類、員数、及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

① 管理者 1人

・ 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一定的に行う。

② 計画作成担当者（介護支援専門員） 1人（常勤・兼務）

・ 利用者の介護支援計画を作成する。

③ 生活相談員 1人（常勤・兼務）

・ 生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

④ 看護職員 2人（常勤換算1人）

介護職員

8人（常勤換算8人）

- ・ 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。
- ・ 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

⑤ 機能訓練指導員

1人（兼務）

- ・ 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能訓練の改善又は維持のために機能訓練を行う。
- ・ 更に専門的な機能訓練の必要が出た場合は、事業者が専門的な事業所と業務委託することにより対応する。

⑥ 夜勤者 1人

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 要支援者・要介護者を対象に、夜間の勤務者をおき、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し介護を提供する。

施設の利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居および指定特定入居者生活介護の提供に関する契約文書を締結する。

2 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関および協力歯科医療機関を次の通り定める。

① 協力医療機関

諏訪共立病院

下諏訪町矢木町214

TEL 0266-28-2012

つるみね共立診療所

岡谷市川岸上1-22-21

TEL 0266-22-6680

岡谷市民病院

岡谷市本町4-11-33

TEL 0266-23-8000

② 協力歯科医療機関

浦野歯科医院

岡谷市川岸上1-22-14

TEL 0266-22-2854

3 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所の紹介を速やかに行う。

4 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。

5 特定施設サービス計画を作成し、当該計画に基づき指定特定施設入居者生

活介護を行う。利用にあたっては親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族、若しくは保証人に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

- 6 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 7 適切な技術によって介護を行うとともに、自ら入浴が困難な利用者については、1週間に2回、入浴または清拭を行う。

8

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 おむつを使用する場合は、おむつ代として、次の額を徴収する。

「実費」

- 3 上記1～2に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族、若しくは保証人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族、若しくは保証人等に説明をし同意を得たものに限り、その実費相当額を徴収する。

(入居定員及び居室数)

第8条 指定特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は、次の通りとする。

- ① 指定特定施設入居者生活介護の入居定員 30人
- ② 居室数

個室	28室(28人)
夫婦部屋	2室(4人)

(利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 生活相談員等は、利用者を一時介護室に移して介護を行う場合は、利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は次の各号に掲げる事項について留意するものとする。利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、文書により1ヶ月以上の予告期間をもって契約を解除する場合がある。

- (1) 他の利用者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。

- (2) 利用料等の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月分に達したとき。
- (3) 不正な手段により入居したり、提出書類に虚偽の事項を申告したとき。

2 利用者が病気療養等で2ヶ月以上居室を不在とする場合は、利用者、事業者協議して契約を解除することができる。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 指定特定施設入所者生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医又は協力機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 事業所に防火管理者を置き、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛防火隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

(職員研修等)

第 13 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨との従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、「ケアハウス高尾入居契約書」（別紙）及び社会福祉法人共立福祉会と事業所の管理者との協

議に基づいて定めるものとする。

- 5 施設は、一般ケアハウスと特定施設と区分されており、そこに従事する職員の果たす役割には違いがあり、特性を認識した職員の質的向上を図るために研修を行う。

(記録の整備)

第 14 条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年長野県条例第 51 号)第 192 条に基づき記録等を整備し、その完結の日から 2 年間又は 5 年間保存するものとする。

- ・ 特定施設サービス計画(2 年間)
- ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録(2 年間)
- ・ 身体拘束に関する記録(5 年間)
- ・ 特定施設業務委託事業者の業務実施状況の定期的な確認及び結果等の記録(2 年間)
- ・ 市町村への通知に係る記録(2 年間)
- ・ 受け付けた苦情の内容等の記録(5 年間)
- ・ 事故報告の記録(5 年間)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(付則)

1 この規程は 2004(平成 16 年)4 月 1 日から施行する。

2 2006 年(平成 18 年)年 6 月 22 日次の条項を改正し、2006 年 7 月 1 日から施行する。

- ・ 第 5 条④介護職員の 5 人を 6 人にする。
- ・ 第 8 条①指定特定施設入居者生活介護の定員(要支援 5、要介護 1 1 人)を 1 8 人にする。

- ・ 特定施設入所者生活介護を特定施設入居者生活介護にする。（４月の法改正）
- 3 平成 20 年 12 月 25 日、次の条項を改正し平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
 - (1) 第 5 条④の介護職員の 6 人を 7 人にする。
 - (2) 第 8 条①の指定特定施設入居者生活介護の定員 18 人を 21 人にする。
 - 4 平成 23 年 3 月 24 日、次の条項を改正し平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 - (1) 第 5 条④の介護職員の 7 人を 8 人にする。
 - (2) 第 8 条①の指定特定施設入居者生活介護の定員 21 人を 24 人にする。
 - (3) 第 10 条第 2 項の「… 3 ヶ月以上…」を「… 2 ヶ月以上…」にする。
 - 5 平成 28 年 8 月 30 日、次の条項を改正し平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
 - (1) 第 8 条①の指定特定施設入居者生活介護の入居定員の 24 人を 28 人にする。
 - 6 令和 3 年 12 月 1 日 次の条項を追加
第 9 条、第 14 条、第 15 条
 - 7 令和 5 年 10 月 1 日 次の条項を追加
第 8 条①の指定特定施設入居者生活介護の定員 28 人を 30 人にする。